

令和 8 年 6 月 15 日

不要な箇所は消す

押印不要。
※代理申請の場合は委任状を添付し、申請者に加え、申請代理人の氏名を併記する。

通常は記入不要（更新も記入不要）
組織変更、許可換等、許可番号が変わった場合のみ記入する

申請者 鹿児島市鴨池新町 10-1
(株) ミヤマ工業 代表取締役 指宿 太郎

-72-

2 期平均の場合は、端数切り捨て

項番

自己資本額

1	7	2	5	2	1	2	3	7
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(千円)

審査対象

2 (1. 基準決算)
2. 2 期平均)

端数切り捨て

利益額 (2 期平均)

1	8	2	5	6	0	4	2
---	---	---	---	---	---	---	---

(千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

利益額 = ((①+③) ※千円未満切り捨て + (②+④) 千円未満切り捨て) / 2

決算期変更の際は按分計算が必要

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度
① 営業利益	② 営業利益
③ 減価償却 実施額	④ 減価償却 実施額

別紙二「技術職員名簿」に記載した技術職員の合計数を記入する

技術職員数

1	9	2	5	1	0
---	---	---	---	---	---

(人)

営業利益は、記載例 7 の規則別記様式 1 6 の損益計算書の営業利益の額を記入する。(端数切り捨て)

減価償却実施額は、法人にあっては、記載例 8 の法人税申告書別表 1 6 (1) (旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) 及び記載例 9 の (2) (旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書) に記載の減価償却額の実施額を記入する。(端数切り捨て)

減価償却実施額は、個人にあっては、記載例 1 0 又は記載例 1 1 の「減価償却費」を記入する。(端数切り捨て)

登録経営状況
分析機関番号

2	0	0	0	0	0	3
---	---	---	---	---	---	---

経営状況分析

〇〇〇〇

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求めめる事項	再審査を求めめる理由

申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話番号等を記入する。
 ※代理申請の場合は申請代理人の事務担当者連絡先を記載

連絡先

所属等 (株) ミヤマ工業 氏名 指宿 花子 電話番号 099-286-3490

ファックス番号 099-286-5617

記載要領

- 1「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、
建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。」、
「地方整備局長」「国土交通大臣」及び「般特」については、不要のものを消すこと。
北海道開発局長、知事
- 2「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3太線の枠内には記入しないこと。
- 4□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 502「申請時の許可番号」の欄の「大臣知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（1）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 603「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 704「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表（2）の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和2年3月31日であれば、02年03月31日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 805「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立
- 906「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 （例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき （例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 （例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 1007「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

様式第二十五号の十四

用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 11 〇 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

- 12 〇 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 株 甲 建 設
乙 建 設 有 限 公 司)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。

- 14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

- 15 1 2 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

- 16 1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 2 ー 1 ー 1 3 のように記入すること。

- 17 1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 のように記入すること。

- 18 1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

- 20 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば 1, 2 3 4, 0 0 0 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

- 21 1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

様式第二十五号の十四

- 22 ①⑨ 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 ②① 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば②①①①①①のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

別表（１）

00	国 土 交 通 大 臣	12	千 葉 県 知 事	24	三 重 県 知 事	36	徳 島 県 知 事
01	北 海 道 知 事	13	東 京 都 知 事	25	滋 賀 県 知 事	37	香 川 県 知 事
02	青 森 県 知 事	14	神 奈 川 県 知 事	26	京 都 府 知 事	38	愛 媛 県 知 事
03	岩 手 県 知 事	15	新 潟 県 知 事	27	大 阪 府 知 事	39	高 知 県 知 事
04	宮 城 県 知 事	16	富 山 県 知 事	28	兵 庫 県 知 事	40	福 岡 県 知 事
05	秋 田 県 知 事	17	石 川 県 知 事	29	奈 良 県 知 事	41	佐 賀 県 知 事
06	山 形 県 知 事	18	福 井 県 知 事	30	和 歌 山 県 知 事	42	長 崎 県 知 事
07	福 島 県 知 事	19	山 梨 県 知 事	31	鳥 取 県 知 事	43	熊 本 県 知 事
08	茨 城 県 知 事	20	長 野 県 知 事	32	島 根 県 知 事	44	大 分 県 知 事
09	栃 木 県 知 事	21	岐 阜 県 知 事	33	岡 山 県 知 事	45	宮 崎 県 知 事
10	群 馬 県 知 事	22	静 岡 県 知 事	34	広 島 県 知 事	46	鹿 児 島 県 知 事
11	埼 玉 県 知 事	23	愛 知 県 知 事	35	山 口 県 知 事	47	沖 縄 県 知 事

別表（２）

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

(記載例 2)

(用紙A 4)

2 0 0 0 2

業種コードのうち以下の工事はセットで記入する
 ・010「土木一式工事」と011「プレストレストコンクリート構造物工事」
 ・050「とび・土工・コンクリート工事」と051「法面処理工事」
 ・110「鋼構造物工事」と111「鋼橋上部工事」

業種コード順に記載する

完成工事高は全て右詰めで記入する
 (空位のカラムは空白とする)

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
3 1	自 0 4 年 1 2 月 至 0 6 年 1 1 月	自 0 6 年 1 2 月 至 0 7 年 1 1 月	2 (1. 2年平均) 2. 3年平均
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 R5年 12月～ R6年 11月		
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 R4年 12月～ R5年 11月		
	左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入		
業種コード	完成工事高 (千円)	元請完成工事高 (千円)	完成工事高 (千円)
3 2 0 1 0	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	1 4 5 0 0 0	1 9 8 0 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
土木一式工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 195,000	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 152,000	
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 206,500	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 138,000	
とび・土工・コンクリート工事 石工事 合算			
3 2 0 1 1	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	5 0 5 0 0	5 4 5 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
(再掲) プレストレストコンクリート構造物工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 78,000	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 65,500	
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 49,000	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 35,500	
土木一式工事には、「とび・土工・コンクリート工事」、「石工事」、「しゅんせつ工事」、「解体工事」の専門工事の工事高を、建築一式工事には、「大工工事」、「屋根工事」の専門工事の工事高を、それぞれ選択して土木一式工事及び建築一式工事の工事高として合算申請することができる。合算した工事は、土木一式及び建築一式の欄外に「〇〇工事合算」と表示する			
3 2 0 2 0	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	4 8 7 0 0	7 8 9 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
建築一式工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 76,800	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 34,900	
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 100,800	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 62,500	
3 2 1 3 0	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	0 0 0 0 0	4 8 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
舗装工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 5,655	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0	
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 6,780	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	
3 3 0 0 0	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	1 2 0 0 0	1 8 0 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
その他 工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,400	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,400	
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	
3 4 0 0 0	6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	1 9 4 9 0 0	2 8 3 5 8 0
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
合計	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,400	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,400	
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0	
用紙ごとに記載されている工事種類別完成工事工について契約後VEに係る評価の特例の利用の有無を記入する			
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)			

3年平均の場合、前審査対象事業年度と前々審査対象事業年度の平均は、必ず千円未満の端数を切り捨てる
 なお、合計も切り捨てた数値を集計する

「その他工事」、「合計」は最後の用紙のみ記入する

様式第二十五号の十四別紙一

記載要領

- 1 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば ☐ ☐ ☒ ☐ のように右詰めで記入すること。
- 2 ☒ ☐ 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1) 12 か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(2) 6 か月ごとに決算を完結した場合

(例) 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和 2 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和 3 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 2 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和 2 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき
自令和02年01月 ～ 至令和02年12月

(4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 令和 2 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で令和 3 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和03年03月

(5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 令和 2 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和 3 年 3 月 31 日）より前の日（令和 2 年 11 月 1 日）に申請するとき
自令和02年10月 ～ 至令和00年00月

- 3 ☒ ☐ 「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を 2 の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前 2 年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前 2 年の各審査対象事業年度の期間を 2 の例により記入し、下欄に直前 2 年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

- 4 ☒ ☐ 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、☒ ☐ で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前 2 年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前 2 年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を 2 で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前 2 年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前 2 年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を 2 で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前 2 年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事

様式第二十五号の十四別紙一

- | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|--|--|
| 090 | 管 | 工 | 事 | 190 | 内 | 装 | 仕 | 上 | 工 | 事 | | |
|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|--|--|
- 5 3 3 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。
- 6 3 4 「合計」の欄は、完成工事高においては、3 2 及び 3 3 に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。
- 7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。
- 8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
 ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば1, 2 3 4, 0 0 のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び鋼構造物工事 において内訳表示を行う区分の概要

土木一式工事

ＰＣ（プレストレスト・コンクリート（prestressed concrete））工事

コンクリートは圧縮に強いが、引張に弱いという特性を持つ。この特性に対処すべく、荷重によって生じる引張応力を減殺するため、その部分にあらかじめＰＣ鋼材で圧縮応力を加えたコンクリートのことをプレストレスト・コンクリートという。

「ＰＣ（プレストレスト・コンクリート）構造物工事」とは、主にこのプレストレスト・コンクリートを用いて橋梁等を建設する工事のことである。

とび・土工・コンクリート工事

法面処理工事

道路を築造する場合には切土、盛土によって道路路面を確保することとなるが、そのときにできた切土、盛土の法面を保護する必要性が生じる。

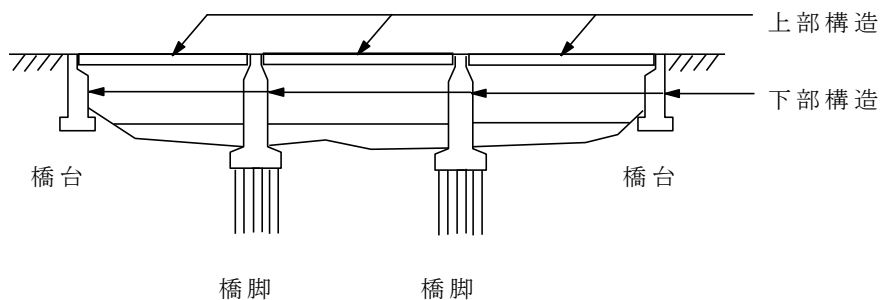
「法面処理」とは、主にこの法面を芝付け、石積工等の方法により保護する工事のことである。

鋼構造物工事

鋼橋上部工事

橋梁の構造は、上部構造と下部構造とで構成されるが、上部構造とは下部構造（橋台や橋脚）で支持されるいわゆる橋桁部分の総称であり、通行する交通の路面を形成し、その荷重を支持して下部構造へ伝達する役目を果たすものである。

「鋼橋上部」とは、鋼製の橋梁の上部構造に関する工事のことである。



(記載例 3)

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

工事経歴書は工事の種類ごとに作成する。

(建設工事の種類)

事 經 歷 書

土木一式、とび・土工、鋼構造物については、該当がある場合内訳を記す。

契約工期（履行期間）ではなく、検査引渡日の月を記入。公共工事の場合、目的物引受書の検査完了日等の月を記入。

[illegible]

①土木一式工事、「建築一式工事」は全ての工事を記載して下さい。
 ②土木一式工事、「建築一式工事」以外の専門工事については、各専門工
 事の元請元請上工事のおおむね7割の費用につき、請負代金の額の
 大きい順に元請上工事をおおむね2割、元請上工事の元請上工事高
 大さき順に元請上工事のおおむね1割、元請上工事のおおむね7割を
 引いた金額を記載して下さい。元請上工事の元請上工事の元請上工
 事とすまで、請負代金の額の大きい順に元請上工事、又は下請工事を記載
 してください。
 (例)のおおむね3割については、「○○○工事○○件、○○、○○○千
 円」と記載してください。
 ③敷地・主なる未成工事の請負代金を記載して下さい。
 (例)「請負代金の額が少額の未成工事の場合は、記載不要です。」

工事経歴書の記載方法について（経営事項審査関係）

営業年度ごとに、1年間の完成工事について原則として請負代金の額の大きい順に「元請工事」、「下請工事」の別に（従来どおり「官庁工事元請」、「民間工事元請」、「民間工事下請」別の記載でもかまいません。）記載してください。

- ① 「土木一式工事」、「建築一式工事」は全ての工事を記載してください。
（合算して申請する場合は、合算業種も全ての工事を記載してください。）
- ② 「土木一式工事」、「建築一式工事」以外の専門工事については、各専門工事の元請完成工事高全体のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に「元請工事」を記載してください。
- ③ 各専門工事について、元請完成工事高全体のおおむね7割を記載しても完成工事高全体の約7割に到達しない場合は、完成工事高全体のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に「元請工事」又は「下請工事」を記載してください。
（残りのおおむね3割については、「〇〇〇工事外〇〇件、〇〇、〇〇〇千円」と記載してください。）
- ④ 最後に主な未成工事を記載してください。
（請負代金の額が少額の未成工事の場合は、記載不要です。）
- ⑤ 新規設立法人で工事の実績がない場合は、「新規法人設立につき実績なし」と記載してください。

（例）舗装工事で完成工事高が12,000千円の場合の記載方法

（内 訳） 元請工事 9,000千円 下請工事 3,000千円

ア 元請完成工事高の約7割は、 $9,000 \text{千円} \times 7 / 10 = 6,300 \text{千円}$

イ 6,300千円を超えるまで、元請工事の完成工事高を金額の大きい順に記載する。

ウ 完成工事高全体の約7割は、 $12,000 \text{千円} \times 7 / 10 = 8,400 \text{千円}$

エ 8,400千円を超えるまで、残りの元請工事又は下請工事の完成工事高を金額の大きい順に記載する。

オ 残りの完成工事高は、「〇〇〇工事外〇〇件、〇〇、〇〇〇千円」と記載する。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

（用紙A4）

工 事 経 歴 書										
（建設工事の種類） 舗装 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）										
注 文 者	元請又は下請の別	JVの別	工 事 名	工事実施のある自治体（市町村）	配 置 技 術 者 氏 名	主任技術者又は 監理技術者の別 （監理技術者、主任技術者、監理技術者兼主任技術者）	請 負 代 金 の 額	うち、 ・ PC ・ 法面処理 ・ 鉄橋上部	工 期 起 工 年 月 完 成 又 は 完 成 予 定 年 月	
（元請工事）							千円	千円	令和 年 月 令和 年 月	
鹿児島 地域振興局	元請		〇〇〇舗装工事	鹿児島市	〇〇 〇〇	レ	4,500 千円	千円	令和 5 年 10 月 令和 6 年 3 月	
鹿児島市	"		〇〇〇舗装工事	鹿児島市	〇〇 〇〇	レ	1,500 千円	（例）イ 千円	令和 5 年 3 月 令和 5 年 5 月	
日置市	"		〇〇〇舗装工事	日置市	〇〇 〇〇	レ	1,000 千円	①7,000千円 （③元請工事全体の7割（6,300千円）まで1件ずつ記入）		
	"		〇〇〇工事外〇〇件				2,000 千円			
（下請工事）							千円	千円	令和 年 月 令和 年 月	
〇〇組	"		〇〇〇舗装工事	鹿児島市	〇〇 〇〇	レ	2,100 千円	千円	令和 6 年 2 月 令和 6 年 3 月	
	"		〇〇〇工事外〇〇件				900 千円	千円	平成 5 年 5 月 平成 6 年 4 月	
							千円	千円	平成 年 月 平成 年 月	
小 計							〇〇 件	12,000 千円	千円	うち 元請工事 13,000 千円 千円
合 計							〇〇 件	14,100 千円	千円	うち 元請工事 9,000 千円 千円

直前3年の各営業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

決算変更届で提出した際と同じものを添付

			係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合 計
			土木一式 工事	建築一式 工事	とび・土工 工事	舗装 工事		
第 9 期	元	公 共	121,000	10,000	0	0	0	131,000
令和 4 年 12 月 1 日から	請	民 間	0	52,500	17,000	0	0	69,500
令和 5 年 11 月 30 日まで	下	請	8,000	38,300	60,500	6,780	0	113,580
		計	129,000	100,800	77,500	6,780	0	314,080
第 10 期	元	公 共	122,000	0	0	0	0	122,000
令和 5 年 12 月 1 日から	請	民 間	0	34,900	30,000	0	2,400	67,300
令和 6 年 11 月 30 日まで	下	請	8,000	41,900	35,000	5,655	0	90,555
		計	130,000	76,800	65,000	5,655	2,400	279,855
第 11 期	元	公 共	153,000	0	0	0	0	153,000
令和 6 年 12 月 1 日から	請	民 間	0	55,400	10,000	2,000	1,800	69,200
令和 7 年 11 月 30 日まで	下	請	5,000	23,500	30,000	2,880	0	61,380
		計	158,000	78,900	40,000	4,880	1,800	283,580
第 期	元	公 共						
平成 年 月 日から	請	民 間						
平成 年 月 日まで	下	請						
		計						
第 期	元	公 共						
平成 年 月 日から	請	民 間						
平成 年 月 日まで	下	請						
		計						
第 期	元	公 共						
平成 年 月 日から	請	民 間						
平成 年 月 日まで	下	請						
		計						

記載要領

- 1 この表には、申請をする日の直前の3年間に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載すること。
- 3 申請する日の2年前の日に属する営業年度以前の事業年度に係る工事施工金額は、それぞれ合計の欄のみ記載すること。
- 4 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第1条8号の規定による廃止前の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第1項に規定する大会社及び同条第3項第2号に規定するみなし大会社にあっては、百万単位を持って表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは、「単位：百万）」として記載すること。